

最近の金融・資本市場制度の整備、改善 への取組み状況等

平成23年3月7日
金融庁総務企画局企画課

「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月)

競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
→我が国金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
→内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

「金融・資本市場競争力強化プラン」の柱

I. 金融・資本市場の信頼と活力

- 公正性・透明性を確保しつつ多様性・利便性を高める市場インフラを整備
(ETFの多様化、プロ向け市場の枠組みの整備等)

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

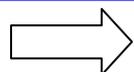
- 多様で質の高いサービスの提供を可能とする、時代のニーズにマッチした競争環境を整備
(銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し、銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大等)

III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)

- 監督当局の行政手法の改善により、規制の実効性・効率性・透明性を向上

IV. 市場をめぐる周辺環境

- 専門性の高い人材の確保、都市インフラの充実



金融・資本市場競争力強化プランに掲げられた施策の着実な実施

市場安定化等の為の緊急的な措置

- 空売り規制の強化
 - 取引所による空売り情報の開示拡充
 - 空売り規制の強化【株の手当てのない空売り(Naked Short Selling)禁止、空売りポジションの報告等】
:平成20年10月～平成23年4月(時限的措置、諸外国や市場の動向を踏まえつつ延長で対応)
- 自己株式取得に係る市場規制の緩和
:平成20年10月～平成23年4月(時限的措置、諸外国や市場の動向を踏まえつつ延長で対応)
- 従業員持株会による株式取得の円滑化
- 銀行等保有株式取得機構の活用
 - 保有株式市中売却の一時凍結:平成20年10月～
 - 株式買取再開【政府保証枠20兆円】:平成21年3月～平成24年3月
 - 買取対象の優先株・J-REIT等への拡大:平成21年7月～平成24年3月
- 銀行等(国内基準行)の自己資本比率規制の一部弾力化:平成20年12月期決算～平成24年3月期決算
- 改正金融機能強化法の活用:平成20年12月～平成24年3月
- 企業再生支援機構:平成21年10月～平成26年10月

基本問題懇談会報告(平成21年12月)からの取組み状況

市場発の金融危機への対応のための方策

市場発の世界的な金融危機を踏まえ、我が国金融システムがより強靱なものとなるよう、次の方策につき、検討が重要。

(1) 危機の要因となりうる不均衡の蓄積を予防するための方策

- 店頭デリバティブ取引、証券化商品、ヘッジファンド等、非規制分野への適切な規制
⇒金融商品取引法改正（店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け等、平成22年5月成立）等
- 銀行部門に対する健全性規制・監督の見直しに係る国際的な議論に積極的に貢献
⇒国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな枠組みに係るバーゼル委員会による合意等（平成22年12月）
- 銀行部門における株式保有リスク軽減等への取組み
⇒銀行等保有株式取得機構による株式買取再開（平成21年3月）
- いわゆるシステム上重要な金融機関に対する規制・監督等
G20等における今後の議論を踏まえつつ、更なる検討

基本問題懇談会報告(平成21年12月)からの取組み状況

市場発の金融危機への対応のための方策

(2) 危機の伝播を抑制するための方策

- 市場インフラの再構築(CDS等の清算に係る制度整備、国債レポ等の清算機関の態勢強化等)
⇒ 金融商品取引法改正(店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け等、平成22年5月成立)、市場関係者による国債取引等の証券決済・清算態勢の強化への取組みに対する支援等
- いわゆるシステム上重要な金融機関が経営困難に陥った際に連鎖を引き起こさないための対応
G20等における今後の議論を踏まえつつ、更なる検討

(3) マクロ健全性の観点からの規制・監督の充実

- 中央銀行との連携強化 等
⇒ 日本銀行との密接な連携

(4) 実体経済への波及に対応するための方策

- 中小企業を含めた企業金融の円滑化 等
⇒ 改正金融機能強化法(平成20年12月施行)、中小企業金融円滑化法(平成21年12月施行) 等

基本問題懇談会報告(平成21年12月)からの取組み状況

今後の我が国金融システム及び金融業の課題

○ 金融システムの課題

- ・少子高齢化の進展の中で経済の持続的成長に寄与・国民の資産形成に貢献
- ・我が国金融・資本市場の国際的な競争力の強化
- ・ショックに対する銀行部門と市場部門との相互補完機能の確保

○ 金融業の課題

企業の価値創造を支援する金融(バリューアップ型)の指向
少子高齢化の進展の中で国民の資産形成に貢献

金融業自らも発展、社会的責任の遂行

金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年5月成立)

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け
 - 清算機関に関する基盤強化
 - 外国清算機関のリンク参入・直接参入
 - 一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
- 取引情報保存・報告制度の創設
 - 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
 - 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関(取引情報蓄積機関)による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

グループ規制・監督の強化

- 証券会社の連結規制・監督の導入等
 - 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
 - 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者(第一種・投資運用)の主要株主(20%以上の議決権保有)のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする
- 保険会社の連結財務規制の導入
 - 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)の導入

その他投資者保護のための措置

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

「新成長戦略」における「金融戦略」

- 昨年6月、政府は「新成長戦略」を閣議決定。
- 新成長戦略では、7つの成長分野の1つとして、「金融戦略」を盛り込み。

(7つの成長分野)

- | | |
|---------------|-----------------|
| I 環境・エネルギー戦略 | V 科学・技術立国戦略 |
| II 健康大国戦略 | VI 雇用・人材戦略 |
| III アジア経済戦略 | VII 金融戦略 |
| IV 観光・地域活性化戦略 | |

- 金融戦略では、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」などの観点から、金融分野における成長戦略を策定。

(主な施策)

- 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討
- プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立

 **2010年中に具体的なアクションプランを策定**

金融の役割

- **実体経済を支えること**
 - ・ 適切な投資機会・多様な資金調達手段の提供
- **金融自身が成長産業として経済をリードすること**
 - ・ 1,400兆円を超える家計部門の金融資産や、成長著しいアジア経済圏への隣接等の好条件の活用

アクションプランの3本柱

- I. **企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給**
- II. **アジアと日本とをつなぐ金融**
 - ・ アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現
 - ・ 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大の支援
- III. **国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備**

アクションプランの主な施策

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

(1) 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ≫ 地域密着型金融の促進
- ≫ 中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ≫ コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ≫ ファイナンス・リースの活用(銀行・保険会社等本体への解禁)
- ≫ 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

(2) 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ≫ 新興市場等の信頼性回復・活性化
- ≫ ベンチャー企業等への劣後ローン等の供給
(銀行・保険会社の投資専門子会社への解禁)
- ≫ 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ≫ 成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀)の積極的利用の奨励
- ≫ 民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

(3) 機動的な資金供給等

- ≫ プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ≫ 開示制度・運用の見直し
- ≫ 取引所における業績予想開示の在り方の検討・取組の奨励
- ≫ 四半期報告の大幅簡素化
- ≫ ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ≫ 社債市場の活性化
- ≫ 保険グループ内での業務の代理・事務の代行の届出制への移行

II. アジアと日本とをつなぐ金融

(1) アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

- ≫ 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策
- ≫ 外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ≫ 企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進
- ≫ 株式等のブロックトレードの円滑化
- ≫ 公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ≫ クロスボーダー取引に係る税制の見直し等
- ≫ 会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等
- ≫ 国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ≫ クロスボーダー取引に対する監視の強化

(2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ≫ アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ≫ 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ≫ 保険会社による海外進出の障壁となる規制の見直し

III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

- ≫ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ≫ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ≫ プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ≫ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ≫ 証券の軽減税率の2年延長等
- ≫ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの実施状況

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施状況
--------	--------	--------	--------	------

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融の促進 	<ul style="list-style-type: none"> (監督指針の改正等) (動機付け・環境整備の充実について検討・結論) 					<ul style="list-style-type: none"> (監督指針の改正等) 監督指針を改正すべく、作業中 (動機付け・環境整備の充実について検討・結論) 各財務(支)局が開催する「地域密着型金融に関するシンポジウム」に、主催局の所管地域外の地域金融機関の経営者が「地域密着型金融の推進のサポート役」として参加し、目録金融機関の取組みを発表 シンポジウムで発表する取組みや顕彰の選定基準(注)を明確化(注)アクションプランの趣旨を踏まえ、「中長期的な視点に立った組織全体としての継続的な取組み」や「コンサルティング機能を発揮している取組み」等を重点的に選定
<ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【中堅・中小企業の実態に応じた会計基準】 (企業会計基準委員会(ASBJ)をはじめとする民間会計関係者の活動を支援) 【中堅・中小企業の実態に応じた内部統制報告制度の見直し】 (関連府令の見直し、内部統制報告基準・実施基準の見直し、事例集の策定) 					<ul style="list-style-type: none"> 【中堅・中小企業の実態に応じた会計基準】 中小企業の会計に関する検討会、中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループを開催(2月15日、21日) 【中堅・中小企業の実態に応じた内部統制報告制度の見直し】 関連府令の改正案を公表(パブリックコメント期間:1月28日～2月28日)
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントライン法の適用対象の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> (関連法案の早急な国会提出) 					<ul style="list-style-type: none"> 今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
<ul style="list-style-type: none"> 銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁 	<ul style="list-style-type: none"> (関連法案の早急な国会提出) 					<ul style="list-style-type: none"> 今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
<ul style="list-style-type: none"> 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> (監督指針の改正等) 					<ul style="list-style-type: none"> 監督指針・検査マニュアルの改正案の公表(パブリックコメント期間:2月28日～3月30日)

2. 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

<ul style="list-style-type: none"> 新興市場等の信頼性回復・活性化 	<ul style="list-style-type: none"> (市場関係者において具体的な取組の実施期限を明確にした工程表を作成・公表) 					<ul style="list-style-type: none"> 日証協において、新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会を設置(2月9日)
<ul style="list-style-type: none"> 銀行・保険会社の投資専門子会社によるベンチャー企業等への劣後ローン等の解禁 	<ul style="list-style-type: none"> (関連内閣府令の改正) 					<ul style="list-style-type: none"> 関連内閣府令を改正済(1月4日施行)
<ul style="list-style-type: none"> 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> (監督指針の改正) 					<ul style="list-style-type: none"> 監督指針の改正案の公表(パブリックコメント期間:2月25日～3月27日)
<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給の積極的利用の奨励 	<ul style="list-style-type: none"> (金融機関に対するヒアリングを通じて、引き続き制度の適切な利用状況等をフォローアップ) 					<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対するヒアリングを通じて、引き続き制度の適切な利用状況等をフォローアップ
<ul style="list-style-type: none"> 民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> (関連内閣府令の改正を行い、明確化) 					<ul style="list-style-type: none"> 関連内閣府令を改正すべく作業中

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの実施状況

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施状況
--------	--------	--------	--------	------

3. 機動的な資金供給等

・プロ向け社債発行・流通市場の整備	(TOKYO AIM取引所からの申請が行われた際には適切な審査を行い、速やかな実現を図る)					・TOKYO AIM取引所からの申請が行なわれた際には、適切な審査を行い、速やかな実現を図る。 (なお、TOKYO AIM取引所は3月2日より規則改正案をパブリックコメントに付している。)
・開示制度・運用の見直し	(関連法案の早急な国会提出)	(関連政府令の改正)				・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の恣憑	(検討)	(取引所における業績予想開示に係る取組の恣憑)				
・四半期報告の大幅簡素化	(会計基準の改正と併せ、関連府令の改正)					・関連府令の改正案を公表 (パブリックコメント期間：平成22年12月22日～1月25日)
・ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備	(関連法案の早急な国会提出)	(関連府令の改正)				・「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告」～新株予約権無償割当てによる増資(いわゆる「ライツ・オフリング」)に係る制度整備について～を公表(1月19日) ・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・社債市場の活性化		(金融庁として市場関係者の取組を積極的に支援)				・市場関係者の取組を引き続き積極的に支援
・保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備(業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減)	(関連法案の早急な国会提出)					・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの実施状況

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施状況
--------	--------	--------	--------	------

II. アジアと日本をつなぐ金融

1. アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

・総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策		(関連法案は速やかに、遅くとも平成24年通常国会に提出できるよう、そのための準備を可及的速やかに進める。ただし、国際情勢を鑑み前倒して実現できるように努力する。)		(平成25年の総合的な取引所の実現を目指す)	・総合的な取引所検討チームを開催(2月18日、3月3日)
・外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備	(開示制度ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえて、関連法案の早急な国会提出)	(開示制度ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえて、関連政府令の改正)			・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進	(「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書を踏まえて、関連法案の早急な国会提出)	(関連政府令の改正のほか必要な対応を実施)			・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・株式等のブロックレードの円滑化	(関連政府令の改正)				・関連内閣府令を改正すべく作業中
・公募増資に関連した不公正な取引への対応	(関連政府令の改正)				・日証協が、公募増資公表後等における空売りの取扱いに関するWGを設置(1月11日)
・クロスボーダー取引に係る税制の見直し	(23年度税制改正において実施)				・証券貸借取引に関する所要の税制措置が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出(1月25日)
・非居住者債券所得非課税制度(J-BIEM)の恒久化・拡充	(23年度税制改正において実施)		(25年度税制改正要望で振替社債に係る時限措置の恒久化を目指す)		・非課税対象者に海外年金基金や外国LPS等が含まれることの明確化が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出(1月25日)
・会計基準の国際的な取れん(コンバージェンス)への対応等			(適用の是非について判断)		
・国際的な金融規制改革への積極的な対応	(引き続き国際会議における議論に積極的に対応)				・引き続き国際会議における議論に積極的に対応
・クロスボーダー取引に対する監視の強化	(証券取引等監視委員会の人材育成及び体制整備)				・1月18日に公表した監視委(第7期)基本方針において、「基本的な考え方」の一項目に「市場のグローバル化への対応」を盛り込み、そのための人材育成や体制整備を今後推進

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの実施状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実施状況
2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大					
・アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進	(アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等)		(我が国制度の普及等)		
	(アジア諸国の金融当局との対話を一層強化)		(引き続き対話を強化)		
・金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化		(金融機関が中小企業等のアジア地域等への進出を支援するための方策について検討)	(検討を踏まえて所要の方策を順次実施)		・関係当事者間における、実務者レベルによる協議の場を設置・中小企業団体あてに連絡文書を発出する(2月2日)等、周知・広報を実施
・保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し	【海外不動産投資】				【海外不動産投資】 ・関連告示を改正済(平成22年12月28日・同日から適用)
	(関連告示の改正)				
	【海外保険会社の買収等】				
	(検討)		(検討を踏まえた所要の制度整備)		

Ⅲ. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

・資産流動化スキームに係る規制の弾力化	(関連法案の早急な国会提出)				・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討	(実態・課題等の把握)			(所要の制度整備)	・実態・課題等を把握すべく作業中
・プロ等に限定した投資運用業の規制緩和	(関連法案の早急な国会提出)				・今通常国会に関連法案を提出すべく、作業中
・保険会社における資産運用比率規制の撤廃			(関連内閣府令の改正)		・関連内閣府令を改正すべく作業中
・証券の軽減税率の延長	(23年度税制改正において実施)				・軽減税率の平成25年末までの2年延長が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出(1月25日)
・金融商品に係る損益通算範囲等の拡大	(税制改正要望により早期の実現を目指す)				・公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することが盛り込まれた「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定(平成22年12月16日)
・店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化	(23年度税制改正において実施)				・店頭デリバティブ取引等に係る所得について、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の損益通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能とすることが盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出(1月25日)
・特定口座の利便性向上に向けた所要の措置	(23年度税制改正において実施)				・特定口座の預け入れ対象となる上場株式等の範囲を拡大することが盛り込まれた、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出(1月25日)
・金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施				(同制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組むとともに、運用状況のフォローアップを定期的に実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点等について検討)	・金融トラブル連絡調整協議会を開催(2月14日)

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要

我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の見直し

- 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ **上場企業等の増資手法を多様化**

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- コミットメントラインの借主の範囲を、大会社等以外にも拡大
- ⇒ **中堅企業等に新たな資金調達手法を提供**

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を、本体にも解禁
- ⇒ **中小企業等がワンストップサービスを享受**

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 顧客がプロ等に限定される場合には投資運用業の登録要件（最低資本金等）を一部緩和 等
- ⇒ **投資運用業の立上げを促進**

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ **都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化**

英文開示の範囲拡大

- 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ **外国企業の我が国への上場促進**

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に 等
- ⇒ **未公開株等の投資者被害を抑止**

企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し

- 公認会計士試験について、科目合格等の有効期間を2年から1年に短縮する一方、一定の実務従事者には有効期間を延長
- 企業の会計実務の充実を図るため、新たな会計の専門家資格（企業財務会計士）を創設 等
- ⇒ **企業における会計専門家の活用促進
待機合格者問題への対応**

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ **投資者被害の発生を抑止**